

佐賀県告示第 277 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 3 年 8 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ココリスケア	佐賀市兵庫町大字西湊 1774 番地	令和 2 年 6 月 1 日
陽あたりリハビリ訪問 看護ステーション	伊万里市立花町 3459 番地 3 メゾンド釘島 304 号室	令和 2 年 7 月 1 日
溝上薬局コムボックス 佐賀駅前店	佐賀市駅前中央 1 - 4 - 17	〃
のぐちクリニック	佐賀市駅前中央一丁目 4 番 17 号 2 階	〃
あじさいクリニック乳 腺外科	佐賀市駅前中央一丁目 4 番 17 号コムボックス佐賀駅前 2 F	〃